はしがき

本書は、企業買収法制における公正な買収防衛策のあり方について、米国、日本、ドイツの比較法的分析を基礎として検討し、その成果を踏まえてモンゴル法への示唆を提示することを目的とするものである。

企業買収は、企業支配権市場を通じて経営の規律付けを行い、資源配分の効率化を促進する重要な制度である。一方で、とりわけ敵対的買収は、対象会社の企業価値、株主の利益、さらには従業員、取引先その他のステークホルダーの利益にも重大な影響を及ぼし得る。このような二面性を有する制度に対して、いかなる法的枠組みを構築すべきかは、現代会社法における重要な課題の一つである。

敵対的買収に対する防衛策の適否については、各国において異なる法的アプローチが採用されている。米国においては、裁判所を中心とした事後的規制により、取締役会の裁量を一定程度認めつつ、その濫用を抑制する枠組みが形成されている。他方で、欧州、特にドイツにおいては、取締役の中立義務を基礎とする事前的規制が重視され、企業支配権の帰属について株主の判断を優先する制度設計がなされている。さらに、日本は、これらの中間的モデルとして、株主の利益保護と取締役の経営判断との調和を図る独自の発展を遂げてきた。

本書は、これら三つの異なる制度モデルを比較検討することにより、買収防衛策の正当性を判断する基準、すなわち「企業価値」および「株主共同の利益」の意義を再検討するとともに、取締役と株主の権限配分のあり方を理論的に整理することを試みるものである。そのうえで、単なる制度の紹介にとどまらず、各国の制度がいかなる経済的・制度的背景のもとで形成されてきたのかという機能的視点から分析を加える。

さらに、本書の重要な特色は、これらの比較法的知見を、体制移行国であるモンゴルの企業買収法制に適用し、その制度的課題を明らかにする点にある。モンゴルは、社会主義体制から市場経済への移行を経て、近年急速な経済発展と資本市場の拡大を経験しているが、企業買収に関する法制度は未だ十分に整

備されているとは言い難い。特に、強制的公開買付制度や新株発行を用いた防衛策の機能については、企業価値の向上と市場の効率性という観点から再検討が求められている。

本書では、こうした問題意識のもと、企業価値を毀損する買収を抑制しつつ、企業価値を向上させる買収を促進するという規範的目標を掲げ、その実現に資する法制度のあり方を提示することを試みた。すなわち、買収防衛策の適否は、単に形式的なルールによって判断されるべきではなく、株主のみならずステークホルダーを含む広い意味での企業価値の観点から、総合的に評価されるべきであるという立場に立つものである。

本書が、企業買収法制の理論的深化に寄与するとともに、モンゴルにおける今後の法制度整備に対して一定の指針を提供することができれば、著者として望外の喜びである。また、本書が比較会社法の分野において、各国制度の相互理解を促進する一助となることを願ってやまない。

最後に、本書の刊行にあたり、長年にわたり温かいご指導と貴重なご助言を賜った九州大学大学院法学研究院の徳本穣先生に、心より深く感謝申し上げる。先生からいただいた学問的示唆と励ましは、本研究を進めるうえで大きな支えとなり、本書の基礎を形づくるうえでも極めて重要なものであった。

また、本書の刊行に際しては、出版費用の一部につき、モンゴル国立大学法学部から補助（P2026-5220）を受けた。ここに記して、同学部のご支援に深く感謝申し上げる。とりわけ、モンゴル国立大学法学部長バトボルド・アマルサナー先生をはじめ、同学部の諸先生方から賜ったご理解とご支援に、心より御礼申し上げる。

さらに、本書の刊行をお引き受けくださった法律文化社に深く感謝申し上げる。とりわけ、編集をご担当くださった梶原有美子様には、原稿の整理、校正、刊行に至るまで、終始丁寧かつ的確なご助言とご尽力を賜った。ここに記して、心より感謝申し上げる。

あわせて、本研究の遂行および本書の刊行にあたり、ご指導、ご助言、ご協力を賜った諸先生方、関係者の皆様に、心より御礼申し上げる。

2026年7月

サランゲレル・バトバヤル